

福県医発第1158号(地)

平成16年10月1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



平成16年度「40歳からの健康週間」の実施に関する
協力方について(お願い)

標記の件につきまして、厚生労働省老健局より日本医師会を通じ別紙のとおり協力依頼
がありました。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係機関から協力要請がありまし
たら、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵





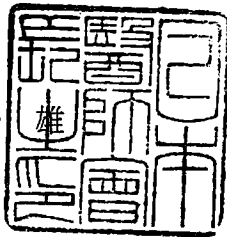
日医発第670号（地Ⅲ114）

平成16年9月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 植松 治



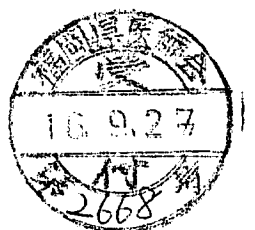
平成16年度「40歳からの健康週間」の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省老健局長より、平成16年度「40歳からの健康週間」の実施に関する協力方依頼がありました。本件は、保健事業の一層の推進を図り、壮年期からの健康づくり及び健康管理の意識の高揚を図るため、平成16年10月11日から17日までの1週間を平成16年度「40歳からの健康週間」として、別添の実施要綱（平成8年8月19日厚生省発老第96号厚生事務次官通知）に基づいて実施するものであります。

本週間においては、日常生活における健康的な生活習慣の重要性及び健康診査の定期的受診の重要性について周知徹底を図ること等を重点課題として取り上げております。また、実施にあたっては、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービス実施機関等関係団体と密接な連携を図りながら積極的な運動を展開することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本週間の実施について、協力方よろしくお願い申し上げます。併せて、貴会管下郡市区医師会への周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



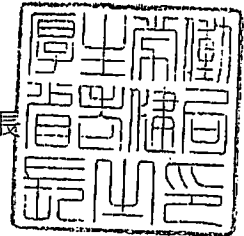
老発第 0908001 号

平成16年9月8日

社団法人 日本医師会

会長 植松 治雄 殿

厚生労働省老健局長



平成16年度「40歳からの健康週間」の実施に関する
協力方について（依頼）

老人保健制度の運営につきましては、かねてより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保健事業の一層の推進を図り、壮年期からの健康づくり及び健康管理の意識の高揚を図るため、平成16年度「40歳からの健康週間」（平成16年10月11日から10月17日まで）を「「40歳からの健康週間」の実施について」（平成8年8月19日厚生省発老第96号厚生事務次官通知）により実施することといたしました。

本週間においては、日常生活における健康的な生活習慣の重要性及び健康診査の定期的受診の重要性について周知徹底を図ること等を重点課題として取り上げるとともに、実施に当たっては、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービス実施機関等関係団体と密接な連携を図りながら積極的な運動を展開することとしております。

つきましては、本週間の実施について、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(写)

老発第 0908001 号

平成 16 年 9 月 8 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長

平成 16 年度「40 歳からの健康週間」の実施について

標記については、「「40 歳からの健康週間」の実施について」（平成 8 年 8 月 19 日厚生省発老第 96 号厚生事務次官通知）により行うこととされていますが、重点課題及び標語を別紙のとおり定めたので、了知の上、本週間の円滑な実施に努めるとともに、管下市町村及び関係団体に関する周知徹底並びに適切な指導をお願いします。

別 紙

○重点課題

次の事項を重点課題として、運動を展開する。

- 1 健やかな老後を実現するためには、壮年期からの日常生活における健康的な生活習慣の確立が重要であることを普及啓発し、積極的な健康管理と自発的な健康づくりの気運を高揚させる。
- 2 健康の自己管理に当たっては、健康診査の定期的受診等が重要であることを周知徹底し、老人保健法による保健事業への積極的参加の促進を図る。
- 3 寝たきり老人の問題に関しては、地域の高齢者やその家族をはじめ、広く地域住民に対して「寝たきりは予防できる」ことについて、正しい知識の普及啓発を行う。
- 4 老人性痴呆の原疾患として、我が国では脳卒中が多数を占めることにかんがみ、痴呆予防の観点からも脳卒中予防の重要性に対する地域住民の関心を喚起する。

○標語

「笑顔と健康 あなたの財産」

(参 考)

◆本年度決定標語 「笑顔と健康 あなたの財産」

◇過去の標語

平成15年度	「健康管理、あなた自身が操縦士」
平成14年度	「40歳、まだまだこれから健康パワー」
平成13年度	「あなたの健康、日本の元気！！」
平成12年度	「しあわせの第一歩は健康から」
平成11年度	「笑顔がつくる あなたの健康」
平成10年度	「見直そう 栄養、休養、適度な運動」
平成9年度	「あなたの健康 みんなのしあわせ」
平成8年度	「健康管理の折り返し、元気で活躍40歳」
平成7年度	「お元気ですか 「体」と「心」」
平成6年度	「今から 作ろう 明日の健康」
平成5年度	「出てますよ、あなたの体のイエローカード」
平成4年度	「忘れていませんか、年に一度のあなたの定期点検」
平成3年度	「健康管理はあなたが主役、すすんで受けよう健康診査」
平成2年度	「いきいき健康、はずむ汗」
平成元年度	「きらめく健康、さわやか毎日」

(写)

厚生省発老第 96 号

平成 8 年 8 月 19 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生事務次官

「40歳からの健康週間」の実施について

標記については、「40歳からの健康週間」を開始した昭和59年度から、毎年度本職より通知していたところであるが、今年度以降については、本週間を別添の「40歳からの健康週間」実施要綱に基づき実施することとしたので、格段の御配意をお願いします。

なお、本週間は、壮年期からの健康づくりと生活習慣病予防のためのキャンペーンを行うことにより、国民一人一人の健康への自覚を高め、保健事業による健康づくりを国民運動にまで発展させることを目的とするものであり、本週間の趣旨に沿った事業の実施に努めるとともに、管下市町村及び関係団体に対する周知徹底並びに適切な指導方よろしくをお願いします。

「40歳からの健康週間」実施要綱

1 趣 旨

我が国においては、人口構造の高齢化の進展に伴い、健やかな老後の確保を図るための健康対策の充実が重要な課題となっている。

このため、国においては老人保健法に基づき、健康教育、健康診査等の保健事業を総合的に推進し、さらに平成12年より保健事業第4次計画に基づき、住民一人一人のニーズに応じたきめ細かな事業の展開を図る等壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防を図ってきたところであるが、その効果的推進のためには、事業に対する国民の自発的、継続的参加が不可欠である。

このような観点から、国民の健康に対する自覚を高めるとともに、保健事業による健康づくりと生活習慣病の予防を国民運動にまで発展させることが従来以上に緊要となっている。

よって、ここに「40歳からの健康週間」（以下「健康週間」という。）を実施し、壮年期からの日常的な健康管理の重要性について広く国民の理解と関心を深めるとともに、老人保健法による保健事業についてその意義及び内容の周知徹底と積極的参加の呼びかけを行い、保健対策の一層の推進を図るものとする。

2 期 間

毎年10月の第二月曜日からの1週間とする。

3 主 催

厚生労働省、都道府県、市町村（特別区を含む。）とする。ただし、地域の実情等に応じ関係機関及び関係団体と共催することも差し支えないものとする。

4 実施方法

(1) 厚生労働省

健康週間の全国的な推進を図るため、関係機関及び関係団体と密接な連携をとり、これら各団体等の協力を得て、主に次の事項を実施する。

ア 健康週間の趣旨を普及するための広報・宣伝の実施

イ 健康週間用ポスターの作成

ウ 壮年期からの健康管理をテーマとした健康フェスティバル等の開催

(2) 都道府県及び市町村

健康週間の実施に当たっては、広く地域住民の関心と参加が得られるよう、主に次に掲げる事項を参考として地域の実情に即した実施計画を策定し、効果的な運動を展開する（例えば、健康まつり（フェスティバル）として、いくつかの事項を組み合わせる総合的に実施する。）。
なお、地域の実情に応じ、保健・医療・福祉サービス及び職域保健サービスの実施機関等関係団体と密接な連携をとり、これら団体等の協力を得て積極的な運動の展開を図る。

ア 健康週間の趣旨を周知徹底するための広報・宣伝の実施

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報・宣伝の実施

(イ) 都道府県及び市町村の広報紙、関係機関及び関係団体の機関紙、有線放送等の活用による広報・宣伝の実施

(ウ) ポスター、チラシ、懸垂幕等による広報・宣伝の実施

イ 壮年期からの健康管理の重要性についての認識を喚起するための諸行事の実施

(ア) 講演会、都道府県民大会、市町村民大会等の開催

(イ) 標語、写真、絵画、作文、ポスター等の公募及び発表

(ウ) 健康づくりや疾病管理に関する体験発表会、生活習慣病予防食調理・試食会、写真やグラフ等による健康展の開催

ウ 実践的な健康づくりへの住民の参加を促すための健康ウォーク、ジョギング大会、ゲートボール大会、運動会等スポーツ又はレクリエーション行事等の実施